

令和4年度第3回二宮町国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和5年1月30日(月) 13時00分～

場 所 二宮町町民センター2Bクラブ室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

- (1) 令和4年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算(案)について
- (2) 令和5年度二宮町国民健康保険特別会計予算(案)について
- (3) 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について
- (4) その他

4. 閉 会

資料 1

令和4年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算（案）の概要

1. 補正予算額

歳入歳出ともに 9,299千円の増額補正

(単位：千円)

補正前の額	補正額	補正後予算額
3,013,949	9,299	3,023,248

2. 補正予算（案）の内容

- 1) 国、県からの補助金や交付金の額が確定したものを、確定額に合わせる補正を行います。

歳入：県支出金・繰入金

歳出：保険給付費・保健事業費・諸支出金

- 2) 令和3年度からの繰越金の内、40,000千円を財政調整基金に積み立てます。

歳出：基金積立金

(単位：千円)

○歳入	①県支出金	
	・普通交付金（歳出保険給付費の合計と同額を補正）	-1,700
	・特別交付金（特定健診等負担金）	-1,832
	②繰入金（補助金交付金の確定に伴う補正）	
	・保険基盤安定繰入金	12,739
	・財政安定化支援事業繰入金	92
●歳出	①保険給付費	
	・審査支払手数料	-1,700
	②保健事業費	
	・特定健診等事業費（事業費確定に伴う補正）	-4,243
	③基金積立金	
	・国民健康保険財政調整基金積立金	40,000
	④諸支出金	
	・国庫支出金等返還金（負担金精算額の確定に伴う補正）	44
	⑤予備費	
	・歳入額と歳出額の調整	-24,802

3. 補正額内訳

歳入 (単位：千円)

款		予算現額 (補正前)	補正	補正後予算額	説明
項					
目					
節					
4	県支出金	2,111,094	△ 3,532	2,107,562	
	1 県補助金	2,111,094	△ 3,532	2,107,562	
	1 保険給付費等交付金	2,111,094	△ 3,532	2,107,562	
	1 保険給付費等交付金	2,063,969	△ 1,700	2,062,269	普通交付金 △ 1,700
		47,125	△ 1,832	45,293	特別交付金 △ 1,832
6	繰入金	201,337	12,831	214,168	
	1 他会計繰入金	182,537	12,831	195,368	
	1 一般会計繰入金	182,537	12,831	195,368	
	1 保険基盤安定繰入金	128,215	12,739	140,954	保険基盤安定繰入金 12,739
	4 財政安定化支援事業繰入金	10,209	92	10,301	財政安定化支援事業繰入金 92
	歳入合計	3,013,949	9,299	3,023,248	

歳出

(単位：千円)

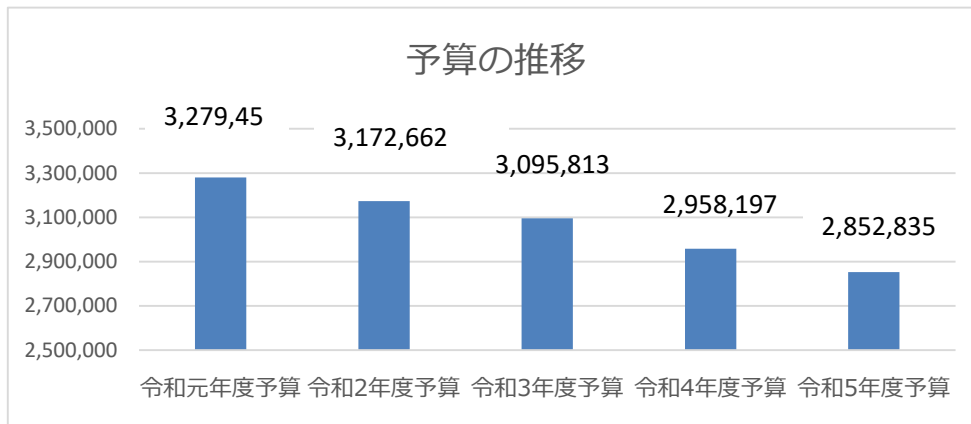
款		予算現額 (補正前)	補正額	補正後予算額	説明
項					
目					
節					
2	保険給付費	2,073,914	△ 1,700	2,072,214	
	1 療養諸費	1,817,581	△ 1,700	1,815,881	
	5 審査支払費	6,648	△ 1,700	4,948	
	11 役務費	6,648	△ 1,700	4,948	審査支払手数料 △ 1,700
5	保健事業費	32,246	△ 4,243	28,003	
	1 特定健診等事業費	31,203	△ 4,243	26,960	
	1 特定健診等事業費	31,203	△ 4,243	26,960	
	1 2 委託料	22,142	△ 4,243	17,899	特定健診委託料 △ 4,243
6	基金積立金	2	40,000	40,002	
	1 基金積立金	2	40,000	40,002	
	1 基金積立金	2	40,000	40,002	
	2 4 積立金	2	40,000	40,002	国民健康保険財政調整基金積立金 40,000
8	諸支出金	12,995	44	13,039	
	1 償還金及び還付加算金	6,791	44	6,835	
	3 償還金	1	44	45	
	22 償還金利子及び割引料	1	44	45	国庫支出金等返還金 44
9	予備費	58,237	△ 24,802	33,435	予備費 △ 24,802
	歳出合計	3,013,949	9,299	3,023,248	

令和5年度二宮町国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(単位：千円)

予算規模	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
	2,852,835	2,958,197	-105,362	-3.6%

(単位：千円)



※被保険者数の減少に伴い、予算規模は減少傾向にあります。

1. 令和5年度予算の内容

【歳入】

- ① 国民健康保険税 6億3,056万4千円 前年度比：904万4千円（1.5%）の増

国民健康保険税は、個人ごとではなく世帯ごとに課税します。医療分、支援分、介護分からなり、それぞれに所得割（前年中の所得に応じて計算）、均等割（世帯内の加入者の人数に応じて計算）、平等割（1世帯当たり年間定額で計算）があります。

※1 平等割は医療分、支援分のみ

※2 介護分は40歳から64歳までの方が対象

国民健康保険税は、6億3,056万4千円で前年度と比較して904万4千円の増としております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減から回復傾向にあり、所得割額が前年に比べ増加すると見込むものです。

② 県支出金 19億7,413万2千円 前年度比：1億3,657万円（6.5%）の減

平成30年4月から国民健康保険制度が変わり、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。これにより、都道府県は市町村の保険給付に必要な費用や財政状況その他の特殊要因や事業に応じ、保険給付費等交付金として市町村に対して支払うこととなりました。保険給付費等交付金の内容は下記のとおりです。

- ・普通交付金・・・市町村が保険給付に要した費用が全額交付されます。
- ・特別交付金・・・市町村の財政状況やその他の個別の事情に着目した財政調整を行う役割を有する

被保険者数の減少に伴い、医療費等の保険給付費の見込みが減となったため交付金も減とするものです。

③ 財産収入 3千円 前年度比：1千円（50%）の増

基金の運用によって生じた利息です。生じた利息は、全額、歳出の「基金積立金」から基金に積み立てています。

基金残高の増加により前年比増とするものです。

④ 繰入金 2億2,410万3千円 前年度比：2,213万6千円（11.0%）の増

・一般会計繰入金は、国の基準に基づくもの（法定繰入）と市町村の独自基準に基づくもの（法定外繰入）があり、これらの基準に基づいてさまざまな経費について繰入を行っています。

※二宮町は法定外繰入は行っていません。

法定繰入・・・保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、
出産育児一時金繰入金

・基金繰入金は国民健康保険財政調整基金を取り崩し国民健康保険特別会計の歳入とするものです。

基金繰入金について、歳出の県に納付する国保事業費納付金の増加による国民健康保険税の収入不足に備えるため、基金を取崩すため前年度比増となっています。

⑤ 繰越金 2,000万円 前年度比：増減なし

前年度からの繰越金です。

前年度と同額となっております。

⑥ 諸収入 403万3千円 前年度比：2万7千円（0.7%）の増

国民健康保険税の支払いが滞ったために生じる延滞金や、第三者行為納付金及び医療費不正請求に係る返納金等があります。

令和3年度国保事業費納付金の退職分に精算額が生じたため増となっております。

【歳出】

① 総務費 4,091万円 前年度比：120万7千円（3.0%）の増

国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、事業管理運営経費（保険証の郵送料、印刷製本費、職員給与など）、徴税経費（納税通知書の郵送料、印刷製本費）、運営協議会経費などがあります。

主に隔年で実施している被保険者証の更新に係る経費（郵送料等）の増によるものです。

② 保険給付費 19億4,117万6千円 前年度比：1億3,251万8千円（6.4%）の減

被保険者の診療などを受けた際に支払う費用のうち、被保険者の一部負担金を除いた費用を、保険医療機関等に支払う（給付）ものなどをいいます。

療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などがあります。

被保険者数の減少に伴い、医療費等の保険給付費の見込みを減しております。

③ 国民健康保険事業費納付金 8億2,454万3千円 前年度比：4,108万1千円（5.2%）の増

平成30年度からは、市町村の保険給付費を都道府県が負担し、市町村国保加入者が負担する後期高齢者医療制度の納付金や介護納付金についても、都道府県が支払うことになりました。その財源として、市町村は医療費水準等で積算された国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付することになります。市町村は、都道府県に納付金を納めるために、保険税率を定め、徴収を行います。

神奈川県が推計する医療費等に対し、納付金として市町村から集める金額の増額により、前年度比増となっております。

④ 保健事業費 3,699万円 前年度比：475万3千円（14.7%）の増

医療保険は、本来発生した保険事故（疾病、負傷、出産、死亡など）に対する医療給付を基本としていますが、国民健康保険における保健事業は、より積極的な事前の措置として、傷病の発生を未然に防止し、あるいは早期発見により重症化・長期化を防止し、被保険者の健康保持及びその増進を図るため、健康教育、疾病予防、健康診断等の活動を実施するものです。

第3期（令和6年度～）の国民健康保険データヘルス計画策定に伴う委託料の計上に伴い増となっております。

※データヘルス計画とは、厚生労働省において平成26年3月に改正された「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、被保険者の健康・医療データを活用してPDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業を実施するために策定する計画です。

⑥ 基金積立金 3千円 前年度比：1千円（50.0%）の増

基金の運用によって生じた利息を積み立てるものです。歳入の「財産収入」に計上した金額をこの「基金積立金」から基金に積み立てます。

基金残高の増加により前年比増となるものです。

⑦ 公債費 2万5千円 前年度比：1,880万円（99.9%）の減

地方債の返済にかかる元利償還金と、一時借入金の利子などの経費です。

二宮町では平成28年度に保険給付費の増により財政赤字が見込まれたため、神奈川県より9,400万円の借入を行いました。その償還金として、平成30年度から令和4年度までの5年間で償還いたしました。令和5年度については償還が終わったことにより、公債費は減少しております。

⑧ 諸支出金 406万5千円 前年度比：61万6千円（13.2%）の減

過年度分の保険税の還付金などの経費です。

過去の決算額に合わせ還付金の金額を減少したため、前年度比減となっております。

⑨ 予備費 512万3千円

予算において予定した経費の不足又は未計上の経費の必要に備えて、歳出予算に計上する経費です。

2. 令和5年度二宮町国民健康保険特別会計予算（案）歳入歳出予算総括表

(歳入分)

(単位：千円)

款	5年度 予算案額	4年度 予算額	比較増減	増減割合
項				
目				
国民健康保険税	630,564	621,520	9,044	1.5%
国民健康保険税	630,564	621,520	9,044	1.5%
一般被保険者国民健康保険税	630,537	621,492	9,045	1.5%
退職被保険者等国民健康保険税	27	28	△ 1	△ 3.6%
県支出金	1,974,132	2,110,702	△ 136,570	△ 6.5%
県補助金	1,974,132	2,110,702	△ 136,570	△ 6.5%
保険給付費等交付金	1,974,132	2,110,702	△ 136,570	△ 6.5%
財産収入	3	2	1	50.0%
財産運用収入	3	2	1	50.0%
利子及び配当金	3	2	1	50.0%
繰入金	224,103	201,967	22,136	11.0%
他会計繰入金	184,103	183,167	936	0.5%
一般会計繰入金	184,207	183,167	1,040	0.6%
基金繰入金	40,000	18,800	21,200	112.8%
国保財政調整基金繰入金	40,000	18,800	21,200	112.8%
繰越金	20,000	20,000	0	0.0%
繰越金	20,000	20,000	0	0.0%
繰越金	20,000	20,000	0	0.0%
諸収入	4,033	4,006	27	0.7%
延滞金及び過料	4,001	4,001	0	0.0%
一般被保険者延滞金	4,000	4,000	0	0.0%
退職被保険者等延滞金	1	1	0	0.0%
預金利子	1	1	0	0.0%
預金利子	1	1	0	0.0%
雑入	31	4	27	675.0%
一般被保険者第三者納付金	1	1	0	0.0%
退職被保険者等第三者納付金	1	1	0	0.0%
一般被保険者返納金	1	1	0	0.0%
退職被保険者等返納金	1	1	0	0.0%
雑入(国保事業費返還金)	27	0	27	皆増
合計	2,852,835	2,958,197	△ 105,362	△ 3.6%

(歳出分)

(単位：千円)

款 項 目	5年度 予算案額	4年度 予算案額	比較増減	増減割合
総務費	40,910	39,703	1,207	3.0%
総務管理費	37,904	36,648	1,256	3.4%
一般管理費	37,420	36,175	1,245	3.4%
団体負担金	484	473	11	2.3%
徴税費	2,410	2,464	△ 54	△ 2.2%
賦課徴収事業	2,410	2,464	△ 54	△ 2.2%
運営協議会費	238	246	△ 8	△ 3.3%
趣旨普及費	358	345	13	3.8%
保険給付費	1,941,176	2,073,694	△ 132,518	△ 6.4%
療養諸費	1,694,004	1,817,581	△ 123,577	△ 6.8%
一般被保険者療養給付費	1,673,504	1,796,099	△ 122,595	△ 6.8%
退職被保険者等療養給付費	490	490	0	0.0%
一般被保険者療養費	14,130	14,244	△ 114	△ 0.8%
退職被保険者等療養費	100	100	0	0.0%
審査支払費	5,780	6,648	△ 868	△ 13.1%
高額療養費	235,802	246,188	△ 10,386	△ 4.2%
一般被保険者高額療養費	235,277	245,663	△ 10,386	△ 4.2%
退職被保険者等高額療養費	175	175	0	0.0%
一般被保険者高額介護合算療養費	300	300	0	0.0%
退職被保険者等高額介護合算療養費	50	50	0	0.0%
移送費	200	200	0	0.0%
一般被保険者移送費	100	100	0	0.0%
退職被保険者等移送費	100	100	0	0.0%
出産育児諸費	9,004	7,564	1,440	19.0%
出産育児一時金	9,000	7,560	1,440	19.0%
出産育児一時金支払手数料	4	4	0	0.0%
葬祭諸費	2,000	2,000	0	0.0%
傷病手当金	166	161	5	3.1%
国民健康保険事業費納付金	824,543	783,462	41,081	5.2%
国民健康保険事業費納付金	824,543	783,462	41,081	5.2%
保健事業費	36,990	32,237	4,753	14.7%
特定健診等事業費	29,567	31,194	△ 1,627	△ 5.2%
保健事業費	7,423	1,043	6,380	611.7%
基金積立金	3	2	1	50.0%
基金積立金	3	2	1	50.0%
公債費	25	18,825	△ 18,800	△ 99.9%
公債費	25	25	0	0.0%
広域化等支援基金償還金	0	18,800	△ 18,800	△ 100.0%
諸支出金	4,065	4,681	△ 616	△ 13.2%
償還金及び還付加算金	4,064	4,680	△ 616	△ 13.2%
一般被保険者保険税還付金	3,853	4,469	△ 616	△ 13.8%
退職被保険者等保険税還付金	100	100	0	0.0%
償還金	1	1	0	0.0%
一般被保険者還付加算金	100	100	0	0.0%
退職被保険者等還付加算金	10	10	0	0.0%
繰出金	1	1	0	0.0%
一般会計繰出金	1	1	0	0.0%
予備費	5,123	5,593	△ 470	△ 8.4%
予備費	5,123	5,593	△ 470	△ 8.4%
合計	2,852,835	2,958,197	△ 105,362	△ 3.6%

二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

(出産育児一時金の見直しについて)

1. 改正の趣旨・内容

- ・ 出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令第36条の出産育児一時金の支給額が40.8万円から48.8万円に8万円引き上げられることから、これに準じて引き上げるものです。これにより産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、50万円となります。
- ・ 施行期日は令和5年4月1日となり、施行日以降に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用となります。

2. 一時金引き上げに伴う財源措置

- ①引上げ前と同様に一般会計繰入金（地方交付税交付対象）2/3
- ②被保険者全体で負担（保険税を財源）1/3
 - ・ ②のうち、令和5年度は5千円/件程度の国庫補助を実施予定。
 - ※令和6年度以降は後期高齢者医療制度から拠出金が納付金に充当予定。

【現行】 出産育児一時金合計：42万円

出産育児一時金 40万8千円	産科医療保障制度（掛金相当分） 1万2千円
-------------------	--------------------------

【改正後】 出産育児一時金合計：50万円

出産育児一時金 48万8千円	産科医療保障制度（掛金相当分） 1万2千円
-------------------	--------------------------

※1. 出産育児一時金とは

- ・ 健康保険法等に基づく保険給付として、国民健康保険や社会保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。
- ・ 現在の支給額は、公的病院における室料差額等を除いた出産費用等を勘案して定められており、42万円（本人支給分40.8万円＋産科医療保障制度の掛金分1.2万円を支給。）

※2. 産科医療保障制度とは

- ・ 分娩の際、予期せぬことがおこってしまった結果、生まれた赤ちゃんに脳性まひなどの重い障害が生じてしまう場合があります。そこで、平成21年1月よりお産の時の何らかの理由によって重度脳性まひになった赤ちゃんとそのご家族の経済的負担を軽減するとともに、原因分析と再発防止に役立てるため、産科医療保障制度が創設されました。